

特定調達品目に関する検討方針・課題

1. 重点改善品目分科会の設置及び検討について（資料 6 - 1、資料 6 - 2）

平成 17 年度の特定調達品目検討会において合意された、重点改善品目に係る判断の基準等の改善案の検討を目的として、以下の分科会を設置

ノートパソコン分科会

庁舎管理分科会

文具類・機器類分科会

輸配送分科会

なお、国土交通省において別途建築設備に係る検討を実施する予定

2. 品目の追加の検討について

(1) 平成 18 年度募集の新規提案について（資料 5）

物品・役務について

公共工事について

(2) 新規提案以外の検討品目（昨年度からの継続検討）

LED を光源とする機器（電光表示板等）

- ・ 昨年度は電球形状のランプに関する検討を優先（電球形蛍光ランプと併せて検討）したことから、本年度は LED を光源とする電光表示板等の他の品目について検討
- ・ 電球形状の LED ランプについては定格寿命の見直しを検討
トナーカートリッジ、インクカートリッジ
- ・ トナーカートリッジ及びインクカートリッジについては、基本方針の備考に記載したとおり、特定調達品目への追加について検討
公共工事のロングリスト記載品目について

3. 現行基準の強化・見直しについて（新規提案以外）

(1) 紙類、文具類、機器類

紙類

- ・ 紙類の判断の基準については、古紙パルプ配合率が性能を確保する上で、ほぼ上限値に達し、古紙パルプ配合率だけでは基準の強化が困難な製品があることから、新たな環境配慮項目について検討を実施することが必要

文具類・機器類

- ・ 文具類及び機器類の判断の基準等については、分科会において見直しを検討

(2) コピー機等

コピー機等（コピー機、複合機または拡張性のあるデジタルコピー機）については、基本方針の備考に記載されたとおり、本年度は以下の配慮事項について判断の基準への格上げを検討

- ・ 特定化学物質の使用が制限されたコピー機等であること
- ・ リユースに配慮したコピー機等であること（部品リユース型機、再生型機）

なお、省エネルギーに係る基準についても併せて検討

(3) 省エネ法の特定機器

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の特定機器のうち判断の基準が新たに設定されたまたは基準が見直された機器等について、特定調達品目への追加または判断の基準の見直しを実施

- ・ 電子計算機については分科会において検討
- ・ テレビジョン受信機、電子レンジ、DVD、自動販売機等について新規または再追加を検討
- ・ その他、省エネ法の判断の基準を準用している品目について省エネ法の判断の基準の見直しに伴い同様の見直しを検討
- ・ ガス調理機器のうちグリル部、オープン部の基準を満足する製品の市場における供給状況を把握し、必要に応じ判断の基準の見直しを検討
- ・ 省エネ法の特定機器のうち、トップランナー基準を満足した製品が広く普及している品目については、特定調達物品の市場における普及状況を勘案し、判断の基準等の見直しを検討

(4) 自動車について

低公害車開発普及アクションプランの改定及び税制改正に合わせた判断の基準等の見直しを検討

(5) インテリア・寝装寝具について

タイルカーペット

- ・ 使用する再生材料の配合率の見直しを検討

カーテン

- ・ 新規提案品目（ブラインド）と併せ、判断の基準等を検討

（６）HFC（代替フロン）について

ハイドロフルオロカーボン（代替フロン）を冷媒等に使用していない製品の優先調達について、市場における供給状況等を勘案し可能な品目から検討

（７）省資源化について

省資源化に配慮された製品の優先調達について検討（可能な品目については判断の基準等を検討）

4. その他

（１）環境負荷低減効果について

重点改善品目による効果

- ・ 分科会において検討している重点改善品目による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

我が国におけるグリーン購入全体の効果

- ・ グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

（２）重点改善品目の選定について

来年度においても引き続き重点改善品目について分科会を設置し、判断の基準等に係る検討を実施する方針。京都議定書目標達成計画に資するため、グリーン購入を通じて、さらなる環境負荷低減を図るため、来年度検討を実施する重点改善品目の候補を可能な限り本年度中に選定する方向で検討

（３）役務の提案の増加策について

本年度の分科会において検討している２つの役務の判断の基準等を参考に、役務の評価軸を整理・明確化することにより、提案者が容易に提案可能となる環境を整備する方針

（４）植物由来プラスチックについて

特定調達物品に該当する植物由来プラスチック製品については、可能な範囲で国等の機関等の調達、使用、廃棄等に係るフォローアップ調査を実施する方向で検討